

令和2年12月18日

会 員 各 位

一般社団法人
日本トンネル専門工事業協会
代表理事 会長 野崎 正和

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

会員企業におかれましては、平素より当協会の事業活動にご支援ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、今般厚生労働省より提出されました下記書類をお送り致しますので、ご査収の上、情報共有されますよう宜しくお願い致します。

敬具

記

○ 「掘削作業主任者の職務」に関する Q&A

<補足>

本件は、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正により、掘削作業主任者の職務が大幅に追加変更されることについて、令和2年9月17日に開催された秋季セミナー等での質疑応答で、厚生労働省 化学物質対策課 成毛 環境改善室長に質問した事項に対する回答です。

先日、成毛室長と綿貫室長補佐の2名が来協され、厚労省の正式見解とすることで本文書の提出と説明がなされました。

説明要旨は、『今回明確化した掘削作業主任者の職務は、本来事業者が実施すべき事項であり、掘削作業主任者の権限で出来ない場合については、事業者あるいは元方事業者が一体となって当該職務の遂行に取り組んでもらう必要があると考えています。したがって、今回明確化したずい道掘削作業主任者の職務について、改めての改定は行いませんが、これまでと同様、安全衛生の確保に向けて各々の立場で出来る範囲のことをやって頂くようお願い致します。尚、本件については、正式文書として発注者・元請等関係各所に情報発信する予定です。』とのことでした。

なお、本件に関する質問等がございましたら事務局宛ご連絡下さいますようお願い致します。

以上

問 ずい道等の掘削等作業主任者の職務に、
「換気等の方法を決定し労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること」
が追加されたが、換気等の方法は元請が決定し、その設備は元請が設置する
ため、当該作業主任者には換気等の方法を決定することができない。
どの様にすべきか。

答

- (1) ずい道等建設工事における粉じん対策については、粉じん障害防止規則
や「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づ
き、従来より事業者に対して換気の実施、粉じん濃度の測定、測定結果に
応じた換気装置の風量の増加、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等、必
要な措置が義務づけているところですが、今回の改正は、作業環境を将来
にわたってより良いものとする観点から、最新の技術的な知見等に基づ
き、対策のより一層の充実を図ることを目的としたものです。
- (2) 今回の改正で、ずい道等の掘削等作業主任者の職務として、粉じん濃度
等の測定の方法及びその結果を踏まえた掘削等の作業の方法の決定、換
気等の方法の決定、労働者に使用させる呼吸用保護具の選択、呼吸用保護
具の使用状況の監視等が加わりましたが、これら措置は本来、事業者が実
施しなければならないものです。
- (3) 当該事業者の措置を適切に実施するために、ずい道等の掘削等作業主任
者の職務に追加したのですが、ずい道等の掘削等作業主任者は、事業者
が選任することから、当該事業者から付与された権限の範囲内で職務を
遂行することになります。即ち、作業主任者の権限ではできない場合、事
業者が行う必要があります。
- (4) 他方、ずい道等建設工事では、専門工事を請け負う事業者のみの取組で
は安全衛生の確保が難しい面があります。
労働安全衛生法第3条第3項では、「建設工事の注文者等仕事を他人に
請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂
行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない」こと、また、同法第29条第1項では「元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない」と規定
しています。

さらに、ガイドラインにおいても元方事業者に対し「事業者の実施すべき事項に関し、関係請負人と調整を行うこと」(第4の1)や「関係請負人が講ずべき措置が適切に実施されるように、技術上の指導その他必要な措置を講じること」(第4の4)を求めています。

- (5) このため注文者や元請は、施工段階において、粉じん対策に関しずい道等の掘削等作業主任者や事業者からの意見を踏まえ、必要な換気装置の風量の増加、より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等、作業環境を改善するための必要な措置を行うこと、その上で作業主任者が必要な作業管理を行うことでも差し支えありません。

また、注文者や元請により与えられた換気装置等の運用において、風管の延伸等先端の位置決め、風管の漏れ補修、エアカーテンの効果の監視等、作業の進捗状況に合わせた装置の調整業務等を作業主任者が行うことでも差し支えありません。

- (6) いずれにせよ、ずい道等建設工事における粉じん対策はもとより労働災害防止対策の推進に当たっては、発注者、元方事業者、請負事業者、さらに労働者が一体となって、必要な情報を共有し、取り組むことが重要です。